

入院時食事療養費が変わります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月の診療分より入院時の食事負担額が下記の表のとおり変更となります。

	現行		令和7年4月1日以降
一般所得者の場合	490円	➡	<u>510円</u>
住民税非課税世帯の場合 (低所得Ⅱ)	230円	➡	<u>240円</u>
住民税非課税世帯の場合 (低所得Ⅱ・長期該当)	180円	➡	<u>190円</u>
住民税非課税かつ所得が一定基準 に満たない70歳以上の場合	110円	➡	110円

(1食あたり)